

指定紛争解決機関について

当社は、指定紛争解決機関（金融庁指定）として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引に関する苦情・紛争の解決を図っております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- ① 金融商品取引の勧誘や制度等に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口
- ② 金融商品取引に関するお客様と証券会社等との紛争を解決するための「あっせん」の窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申し出およびあっせんの申立てについて、公正・中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ります。

- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話 0120-64-5005（月～金曜日 9：00～17：00 祝日等を除く）

<http://www.finmac.or.jp>